

薬生食輸発0609第1号  
令和5年6月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(アルゼンチン産いんげん豆のアフラトキシン並びにベトナム産シソクサのイソプロチオラン及びルフェヌロン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年6月7日付け薬生食輸発0607第1号)により通知したところである。

今般、アルゼンチン産いんげん豆のアフラトキシン並びにベトナム産シソクサのイソプロチオラン及びルフェヌロンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

## 記

### 1. 別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アルゼンチン	いんげん豆	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		イソプロチオラン イプロベンホス トリシクラゾール ヘキサコナゾール ルフェヌロン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイソプロチオラン、基準値(0.01ppm)を超えるイプロベンホス、基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール、基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるルフェヌロンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		イプロベンホス トリシクラゾール ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイプロベンホス、基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改める。